

入札説明書

本調達には府省共通の「電子調達システム（<https://www.geps.go.jp/>）」（以下「システム」という。）を利用した応札及び入札手続により実施する。ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

1. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官 近畿財務局総務部次長 来田 忍
- (2) 所属する部局 近畿財務局
- (3) 所在地 〒540-8550 大阪府中央区大手前4丁目1番76号
大阪合同庁舎第4号館

2. 競争入札に付する事項

入札公告のとおり。

3. 契約事項を示す場所及び入札参加申込み等を行う場所

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 9階
財務省 近畿財務局 管財部 管財総括第3課
電話 06（6949）6385（直通）

4. 質問書の提出

- (1) 仕様書等に関し質疑等がある場合は、次のいずれかの方法により質問すること。

① システムによる質問

システムの「質問回答機能」により、次の期限までに質問を登録すること。

なお、質問内容は、他の入札参加者も参照できるので、社名等を特定類推させる情報は、記載しないこと。

期限：平成30年11月29日(木曜日) 14時

② 紙による質問

質問書(任意様式)を作成し、以下の期限までに、上記3の場所へ持参により提出すること。

期限：平成30年11月29日(木曜日) 14時

- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおりシステム上で公開、及び当局にて閲覧に供するので、内容については、入札書等の提出までに必ず確認すること。なお、閲覧の際、希望者には写しを交付するので申し出ること。

- ① システム上での公開及び当局にて閲覧・交付の日時
平成30年12月3日(月曜日) 14時から

- ② 閲覧・交付場所
上記3の場所

- ③ 紙による入札参加者で電子メールでの送信を希望する場合

メールアドレス syukusya@kk.lfb-mof.go.jp 宛に、平成30年11月29日(木曜日)までに下記のとおり送信希望メールを送信し、着信を確認すること。（※「lfb-mof」→エル・エフ・ビー・ハイフン・エム・オー・エフ）

メール表題： 「長岡京合同宿舎給湯器改修等工事」

回答書希望 と記載

メール本文： 入札者氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）、連絡先を記載

なお、希望者のメールソフトの設定等により、当局とのメール送受信ができない場合は、閲覧又は写しの交付を受けること。

- (3) 図面等以外に関する事項の問い合わせ

- ① 入札書及び契約手続に関する事項
(1)に同じ

- ② システムに関する事項

システム ヘルプデスク 受付時間 平日 8時30分 - 18時30分

TEL 0570 (014) 889 (ナビダイヤル) 017 (731) 3177 (IP電話の場合)

FAX 017 (731) 3178

- (4) 入札公告4の(5)に定める入札参加資格審査の結果、不合格となった理由について説明を求めることができる。この説明を求める場合は、平成30年11月30日(金曜日)16時30分までに、システムの「質問回答機能」により登録すること。なお、「書面(任意様式)」による場合は、同期限までに管財総括第3課へ持参により提出すること。

5. 入札の実施方法

(1) 共通事項

- ① 競争入札に参加しようとする者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を十分承知すること。
なお、システムによる入札の場合、上記とともにシステム利用規約及びシステムで定める手続きを十分承知すること。
- ② 提出した入札書等の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- ③ 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- ④ 入札者又はその代理人又は復代理人(以下「代理人等」という。)は、本件入札において他の入札者の代理人等を兼ねることはできない。

(2) 入札書等の提出

入札書等は、次のいずれかの方法により提出し、入札書等の審査に合格しなければならない。

なお、無効の場合は、その旨通知する。

また、入札金額の内訳を記載した「工事費内訳書」を入札書提出時に必ず提出すること。

なお、開札の結果、落札者となるべき入札者がいないときに直ちに行われる再度入札の際には「工事費内訳書」の提出は不要とする。

ただし、システムで入札書等の提出をした者は、再度入札の際、「工事費内訳書」に替え、名称又は商号等を記載したPDFファイルを添付し入札書と併せて提出すること。

① システムによる入札書等の提出

システムで定める手続に従い、入札公告5の(2)に定める入札書受領期間に入札書を提出すること。

なお、代理人又は復代理人が入札する場合は、入札書及び工事費内訳書提出までにシステムの委任機能により委任状を有効にしなければならない。

② 紙による入札書等の提出

入札書(様式第1号・紙入札者用)及び工事費内訳書を、入札公告5の(2)に定める入札書受領期間に上記3の場所へ提出すること。

なお、入札書及び工事費内訳書は封筒に入れ封印し、かつ、表面に入札者氏名(法人の場合は、法人名及び代表者の氏名)及び『12月6日 開札「長岡京合同宿舍給湯器改修等工事」入札書在中』と記載すること。

また、代理人又は復代理人が入札する場合は、代理人用(別紙4)又は復代理人用(別紙4(1)と(2))の委任状を入札書等の提出までに、上記3の場所へ持参により提出すること。

(3) 入札書の要件

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- ① 入札公告3に定める競争に参加する者に必要な資格のない者及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書。
- ② システムによる入札の場合においてシステム利用規約に違反した者の入札書。
- ③ 紙による入札の場合において、次の各号に該当する入札書。
 - イ. 入札金額、入札者の氏名(法人の場合は、法人名及び代表者の氏名)の記載及び入札者の押印のない入札書。(代理人等が入札する場合は、代理人等の氏名を併せて記入し押印すること。)
 - ロ. 入札金額の記載が明確でない入札書。
 - ハ. 入札金額の記載を訂正した入札書であって、その訂正について入札者の印(代理人等が入札する場合は委任状に捺印した代理人等の印)を押していない入札書。
 - ニ. 入札者の氏名(法人の場合は、法人名及び代表者の氏名)又は代理人等の氏名が明確でない入札書。
 - ホ. 入札書の日付が明確でない、あるいは入札書受領期限より後の日付が記載されている入札書。
- ④ 入札書に係る工事費内訳書が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、原則として当該入札書を提出した者の入札を無効とする。

- イ. 未提出である場合（未提出であると同視できる場合を含む）
 - a. 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - b. 内訳書とは無関係な書類である場合
 - c. 白紙である場合
 - d. 内訳書が特定できない場合
 - e. 他の入札参加者の内訳書の様式を入手し、使用している場合
- ロ. 記載すべき事項が欠けている場合
 - a. 内訳の記載がない場合（空白を含む）
 - b. 入札説明書等により指示された項目を満たしていない場合
- ハ. 他の工事の内訳書が添付されていた場合
- 二. 記載すべき事項に誤り等がある場合
 - a. 発注者名に誤りがある場合
 - b. 入札件名に誤りがある場合
 - c. 入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者氏名）のない、又は誤りがある場合
 - d. 内訳書の総額と入札金額に相違がある場合
- ホ. 工事費内訳書の最下段の「うち健康保険、厚生年金保険、雇用保険に係る法定福利費」欄に記載がない場合

請負金額（工事費）を構成する経費に含まれている法定福利費は、請負金額（工事費）に占める労務費を求め、その労務費に法定保険料率（健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料）を乗じると算出できる。

法定福利費の算出方法については、国土交通省ホームページ等を参照されたい。
（国土交通省ホームページ）<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>
- ヘ. その他不備がある場合

6. 開札

入札心得書によるほか、以下の点に留意すること。

- ① 開札の結果、落札者となるべき入札者がいない場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については発注者から指示する。システムにより入札書を提出した者は、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- ② 紙により入札書を提出した者は、公告に定める開札日時及び場所に、入札時に使用した印鑑を持参して来局すること。
なお、来局しない場合は、再度入札に参加できない。
- ③ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、システムにおいて電子くじを実施し落札者を決定するものとする。
 - イ. 紙による入札者又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を併せて記載すること。
 - ロ. 電子くじ番号の入力や記載がない、又は記載が明確でない場合は、入札に関係のない職員が電子くじ番号を代わって決定する。

7. その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金：免除。
 - ② 契約保証金：納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 契約書作成の要否
契約締結に当たっては契約書を作成すること。
- (4) 契約条項
「契約書（案）」による。
- (5) 支払いの条件
「契約書（案）」による。

- (6) 建設業退職金共済制度について
落札者は、建設業退職金共済掛金の収納報告を行うこと。
- (7) 公共工事からの社会保険等未加入建設業者の排除について
受注者は、原則として社会保険等未加入建設業者を下請負人または下請契約の相手方としてはならない。
- (8) その他
- ① 本件入札に係る提出書類等の作成等に要する費用は、全て提出者の負担とする。
 - ② 仕様書等の書類は、必ず交付期間内に交付を受けること。
また、交付書類は、平成30年12月11日(火曜日)までに返却し、当局より「設計図書等借用書」(別紙7)の返還を受けること。なお、仕様書等を郵送等で返却する場合は、「設計図書等借用書」(別紙7)返信用の封筒(宛名記載、切手貼付)を同封すること。
 - ③ 証明書等の提出、質問書の提出、入札書の提出及び開札等の手続きに関して、システムにおいて障害が発生し、システムによる処理ができない場合、各手続きについては別途通知する日時、方法等に変更する場合がある。
 - ④ 電子入札での添付ファイルは、ファイルの種類をPDFとし、用紙サイズをA4とすること。また、容量は3メガバイト以下とし、超える場合は上記3の場所へ持参により提出すること。
 - ⑤ 申請書等及び添付資料等に不備があった場合は、入札参加申込みがなかったものとして取り扱うことがある。
 - ⑥ 入札書に記載する会社名・代表者氏名欄については、委任状の有無にかかわらず支店名・支店長名での記名押印は不可とするので注意すること。
また、入札参加申込みに係る下記提出書類(別紙3,5~8)の会社名・代表者氏名欄については、平成29・30年度財務省近畿地区競争参加資格審査により通知した、等級決定通知書に記載されている会社名及び代表者氏名を記名押印の上、提出すること。なお、会社名及び代表者氏名の変更届済の場合はこの限りでない。
イ。(別紙3)「指名停止等に関する申出書」
ロ。(別紙5)「紙による入札への参加について」(提出が必要な場合)
ハ。(別紙6)「誓約書(その1)」
ニ。(別紙7)「設計図書等借用書」
ホ。(別紙8)「誓約書(その2)」

実務経歴書

平成 年 月 日

氏名

印

1. 最終学歴： _____ 学科（ 年 月 卒業）

* 最終学歴は、学科まで記入すること。

2. 入社年月日： 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
平成

3. 資格基準適用資格名及び登録番号

資格名 _____ 登録番号 _____（ _____ 年 _____ 月 _____ 日取得）

* 資格名は正しく記載すること。また、監理技術者の取得年月日は直近の交付日を記載すること。

4. 実務経歴

期 間	工 事 名 称	職 名	備 考
自平成 年 月 至平成 年 月			
自平成 年 月 至平成 年 月			
自平成 年 月 至平成 年 月			
自平成 年 月 至平成 年 月			
自平成 年 月 至平成 年 月			
自平成 年 月 至平成 年 月			
自平成 年 月 至平成 年 月			
自平成 年 月 至平成 年 月			
自平成 年 月 至平成 年 月			
自平成 年 月 至平成 年 月			
自平成 年 月 至平成 年 月			
自平成 年 月 至平成 年 月			
自平成 年 月 至平成 年 月			
自平成 年 月 至平成 年 月			
自平成 年 月 至平成 年 月			

(注1) 期間については、従事した期間（各工事の期間が重複しないよう調整すること。）の累計が必要経年数を満たすように記載すること。

(注2) 入札公告3(1)の業種区分と同様の工事を記載すること。

(注3) 備考欄には、現在の所属と異なった会社での実績であった場合に、その会社名を記入する。

(注4) 病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、入札参加申込後の技術者の変更は認めない。

上記内容に相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

資格者証等の写し

- ① 別紙1「実務経歴書」3. 資格基準適用資格名及び登録番号に記載した資格名の取得が確認できる証の写（両面記載の場合は、表面・裏面）を貼り付けること。
 - ② 監理技術者等は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある期間が、入札参加申込日以前3か月以上であることを確認できる証の写し（保険証の写等）を貼り付けること。
- ※ いずれも、内容及び写真が不鮮明なものは不可。

平成 年 月 日

指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

法人番号 ()

* 国税庁が定める13桁の番号を記入してください。

入札件名：長岡京合同宿舎給湯器改修等工事

の入札に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本入札には参加いたしません。

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 ㊟

代理人 住 所

所属（役職名）

代理人氏名 ㊟

当社は _____ を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1. 委任事項 長岡京合同宿舎給湯器改修等工事
に係る入札に関する一切の権限

2. 委任期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
(委任日) から (開札を行う日)

以上

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代理人氏名 ㊞

復代理人 住 所

所属（役職名）

復代理人氏名 ㊞

当社は _____ を復代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1. 委任事項 長岡京合同宿舎給湯器改修等工事
に係る入札に関する一切の権限
2. 委任期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
(委任日) から (開札を行う日)

以上

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 _____ ㊞

代理人 住 所

所属（役職名）

代理人氏名 _____ ㊞

当社は _____ を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1. 委任事項 長岡京合同宿舎給湯器改修等工事
_____ に係る入札に関する一切の権限
_____ 復代理人選任に関する権限

2. 委任期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
(委任日) から (開札を行う日)

以上

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

紙による入札への参加について

貴局発注の下記一般競争入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙により入札に参加いたします。

記

1. 入札件名 長岡京合同宿舎給湯器改修等工事
2. 電子調達システムを利用して入札に参加できない理由
(理由)

以 上

平成 年 月 日

誓約書(その1)

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者氏名・連絡先)

当社は、下記工事に係る入札参加あるいは工事請負に関連し以下の事項を誓約します。

- 1 近畿財務局(以下「当局」という。)から貸与された設計図書等(電子データを含む。以下「貸与物」という。)により知り得た一切の秘密情報について、当社・協力企業・下請企業及び各企業の社員等を含め、その秘密性を守り、本件入札参加及び本件業務以外の目的で使用しないこと。
- 2 貸与物を平成30年12月11日(火曜日)までに当局に返却すること。
- 3 本誓約書に違反し、当局又は国に損害を与えた場合、当社が損害賠償の責を負うこと。
- 4 本誓約書に違反し、当局が競争参加資格停止等の措置に係る調査を実施するときは協力すること。

記

入札件名：長岡京合同宿舎給湯器改修等工事

※仕様書等交付の際に必ず持参すること。

設計図書等借用書

下記一般競争入札用設計図書等について、下記内容のとおり借用し、期限どおり返却します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

借用者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(担当者氏名・連絡先)

印

記

1. 入札件名：長岡京合同宿舍給湯器改修等工事
2. 借用品名：仕様書等一式
3. 返却期限：平成30年12月11日(火曜日)

返却確認印

※仕様書等交付の際に必ず持参すること。

誓 約 書 (その2)

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

※添付資料：役員等名簿

